

条 例

知事の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第七号

知事の期末手当の特例に関する条例

知事の期末手当は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）第三条第一項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（知事等の給与等の特例に関する条例の廃止）
- 2 知事等の給与等の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十三号）は、廃止する。
（この条例の失効）
- 3 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。